

最新・中国法ニューズレター

----- 第10号 -----

発行者：上海董孝銘弁護士事務所
所長・弁護士 董孝銘
上海市南京西路881号
静安新時代大廈13階10室
TEL: 021-61229507

編集者：上海董孝銘弁護士事務所

目次

- 案件分析：資本金未納の株主の債務に対する補充賠償責任について.....
P2
- 重要法規解説：税関総署の「中華人民共和国税関輸出入貨物商品分類管理規定」.....
P4

主要法令：特に日系企業にかかわりのある最新法規の情報・・・・・・・・・・・・・・・・

P5

案件分析

資本金未納の株主の債務に対する補充賠償責任について

一、事件経緯

上海浦東新区夢中夢水郷俱樂部有限公司（以下、夢中夢クラブという）は1994年12月31日に上海浦東江夏发展有限公司（以下、江夏發展会社という）と米国ニューヨーク東北貿易發展株式会社（以下、東北貿易会社という）とそれぞれ428.4万米ドル、411.6万米ドルを出資、設立された中外合弁企業であり、夢中夢クラブの定款は会社の資本金は営業許可証を取った後2年(3期に分ける)以内に全額払込と決めているが、東北貿易会社はずっと出資しなかった。

二、1回目訴訟

1998年6月、上海市第一中級裁判所（以下、第一中裁という）は、中信銀行上海支店が夢中夢クラブとの借入契約を訴えた紛争事件に関する1299号判決を下し、夢中夢クラブは判決の発効日から10日間以内に中信銀行上海支店に人民元2,100万元を返済し、1995年12月21日から満期までに約定された利息と借入満期の日から判決が発効した日までに中国人民銀行が規定した期限超過利息を支払うよう命じた。同年9月、中信銀行上海支店が強制執行を申請した。同年12月9日、夢中夢クラブの執行可能な財産がないため、第一中裁は1299号の判決の執行中止を裁定した。

三、債権譲渡

2011年、上海貞元投資管理有限公司（以下、貞元投資会社という）は中信銀行上海支店と「個別債権譲渡協議」を締結し、中信銀行上海支店が夢中夢クラブに対する上記の案件に関わる借入契約で償還されていない債権及び関連権利を貞元投資会社に譲渡することを約束した。

四、2回目訴訟

2014年9月10日、貞元投資会社は第一中裁に江夏發展会社と東北貿易会社を提訴し、一、東北貿易会社は未出資の元利範囲内で夢中夢クラブの債務に対して補充責任を負う。二、江夏發展会社は上述の債務に対して連帯責任を負うよう求めた。

開廷後、東北貿易会社は欠席、答弁しない。江夏發展会社は、貞元投資会社の主張に対して、次のように反論した。1、夢中夢クラブは年間検査をしないため1999年にその営業許可書を強制的に取り消された。貞元投資会社が債権を譲り受けた期間は2011年であり、2008年に中国の会社法司法解释（二）は未出資の株主による会社の債務責任及び清算賠償責任を明確にした。このような状況下で、貞元投資会社はその利益が損なわれたと認め、訴訟時効の計算を開始しなければならないので、その起訴は訴訟時効を超えた。2、本件は会社法司法解释（三）の規定を適用しないで、当時の「中外合資経営企業法」及び国务院实施条例に基づき、合資会社の株主はそれぞれの出資額

を限度として責任を負い、株主の各自の責任を区分していないため、当時の行為者にその後の法律調整の予見を要求してはならない。貞元投資会社は会社法司法解釈（三）に基づいて起訴し、法が過去に遡らないという原則に違反した。江夏発展会社はいかなる法律責任を負うべきではない。

第一中裁は、双方の論点を踏まえて次のように論じた。第一、「中外合資経営企業法」と「中外合資経営企業法実施条例」は、確実に出資していない株主が会社の債権者に対して補充賠償責任及びその他の株主の連帯賠償責任に関する規定には触れていない。会社法司法解釈（三）第十三条は元の立法空白の基礎上で、発起人の資本充実義務を規定しており、貞元投資会社の訴求は明確な法的根拠を有する。第二、中国の会社法制度は常に補完と完備の過程にあり、株主の有限責任制を基本責任形式としているが、債権人を犠牲にすることを代価とする制度ではない。会社の性質が国内資本であるか外資であるかどうかに関わらず、会社の株主は有限責任を享有するには、資本の充実と責任を負わなければならないことこそ、はじめて権利と義務の統一を真に体现することができる。東北貿易会社は、合弁会社の定款に規定された二年間の出資期間内に、出資していない事実が成立したので、夢中夢クラブが弁済できない債務部分に対して補充賠償責任を負うべきであり、江夏発展会社はこれによって連帯賠償の責任を引き受けなければならないと、上述の責任の負担は決して公平な原則に違反しない。よって、第一中裁は江夏発展会社の主張を退け、貞元投資会社の訴求を支持した判決を下した。

江夏発展会社は一審の判決に従わず、上海市高級裁判所に上訴した。2017年11月12日上海市高裁は最終的に一審の判決を維持した。

五、コメント

1、会社の債権者は、出資義務を履行していない株主に補充賠償責任を負わせるには会社の財産が弁済に足りない時だけであるが、会社の債務弁済訴訟を提起する場合、直接に出資していない株主を会社と一緒に共同被告とすることができる。

2、株主の出資は会社法上の法定義務である同時に株主間の契約義務でもある。株主は会社を代表し出資していない株主に、出資義務を履行するよう訴えたと同時に、出資していない株主に対して相応の違約金を支払うように要求することができる。違約金の帰属については、提訴した株主一人が所有するものではなく、他の全員が出資した株主に共同で所有するものである。

3、現行の《会社法》は出資期限を約束する権利を株主に与え、約束期限を制限しなく、払込期限の約定については定款の見直しに関してすべて株主が権利行使の範疇に帰属し、たとえ会社の資産が債務を返済するに足りない場合があっても、株主自身が出資を前倒しして債務を返済しようとしめない場合、実務上も株主に早期出資を求める法的根拠がない。債権者は、その債権を実現するために会社の破産を申請し、破産清算の中で株主に出資をもって、会社の債務の補充賠償責任を果たさせる。

重要法規解説

「中華人民共和国税関輸出入貨物商品分類管理規定」

税関総署は2021年9月18日に「中華人民共和国税関輸出入貨物商品分類管理規定」（以下「規定」という）を公布し、2021年11月1日から施行する。今回の規則改正の背景状況、主要原則と重点内容を把握するために、関連問題について次のように解説する。

一、背景と改定の目的

従来の「規定」及び「中華人民共和国税関化学検査管理弁法」はそれぞれ2007年5月1日、2008年12月1日に施行されたが、税関業務の更なる改革に伴い、検査検疫機能を税関に統合し、税関化学検査センターを撤廃し、全国通関を一体化させるために、過去の規則は税関分類の業務に適応できなくなり、実情に即した形で規定の充実が図られている。

二、主な改定内容

- 1, 今回の改訂では、国家標準、業界標準を商品分類の参考範囲に組み入れ、その適用原則を明確にする。（「規定」第2条、以下同様）
- 2, 税関は、出荷者またはその代理人が申告した商品の分類事項を審査し確定する時、出荷者または代理人に必要なサンプル及び関連資料に外国語資料の中国語翻訳文の添付、並びにその翻訳文の内容に責任を負うよう要求する権力を行使できる。（第8条）
- 3, 出荷者又はその代理人は、税関より求められた資料にかかる商業秘密、未開示情報又は秘密保持ビジネス情報に関して税関に守秘を要求する場合、書面で税関に守秘要求を申入れ、且つ具体的には守秘が必要な内容を明記しなければならない。（第10条）
- 4, 税関は、必要な場合、「中華人民共和国輸出入税則」、「輸出入税則商品及び品目注釈」、「中華人民共和国輸出入税則自国細目注釈」と国家規格、業界標準及び税関化学検査方法などにに基づき、輸出入貨物の属性、成分、含有量、構造、品質、規格などを化学テスト、検査し、且つ化学テスト、検査結果を商品分類の根拠とする。（第11条）
- 5, 今回「分類管理規定」を改訂し、前出の「化学検査管理弁法」における税関商品分類と直接関連する化学検査、検査に関する規定を吸収し、明確にする。（第12条から17条まで）

6, 今回の改訂では、前分類該当条項が削除された。それに応じて、分類前裁定ガイドライン条項が追加された。(第20条)

7, 今回の改訂で「中華人民共和国輸出入税則」商品分類目録のコード(即ち前8桁の商品番号)を明確に規範された同時に、同一商品コード項目下のその他の商品番号の管理についてガイドライン条項を追加し、関連する監督管理書類を取り入れ、長期にわたる分類業務の執行範囲が不明な問題を解決する。(第27条)

主要法令

No	法 律 名 称	施行日
1	税関総署の「中華人民共和国税関輸出入貨物商品分類管理規定」(『重要法規解説』をご参照下さい)	2021/11/01
2	国家知的産権局の「知的財産権分野における嚴重な違法信用喪失リスト管理業務の善処に関する通知」	2021/09/16
3	応急管理部の「「企業安全生産基準化建設レベル付け弁法」の配布に関する通知」	2021/11/01
4	税関総署の「「輸出食品生産企業の海外登録を申請する管理弁法」の公布に関する公告」	2022/01/01

注①: 本ニューズレターに掲載した内容のすべての著作権は弊所に帰属します。無断複製、無断変更、無断引用、またはこれらに類する行為を固くお断りいたします。

注②: 本ニューズレターを皆様へご参考までにお送りさせて頂いており、弊所弁護士の正式な法的意見を構成してはおりません。法務をご必要の際は弊所弁護士へその旨を具体的にご相談下さいませ。

注③: 本ニューズレターに掲載した新主要法令の中国語原文がご入用でしたら、ご連絡をいただければ弊所より無料で(中国語のまま)ご提供いたします。(日本語翻訳文は有料とさせていただきます。)